

社会保険労務士・行政書士業界で仕事をしてきて 35 年ほどになります。この間、社会の企業を見る目が確実に変わってきています。その最たるものは、「法令順守強化の傾向」です。具体的には、ルールを守らない企業は市場から退場させられるということです。そりゃそうです。市場でプレイする資格がないのですから。

企業は社会の公器です。「企業は社会に貢献するためにある」といった使命感が企業に浸透し、好ましい組織風土が維持されているならば、不正を働くという悪心は、これっぽっちも生まれません。厳しい経営環境の折から、「法律なんぞを守っていたら会社がつぶれる」と思っているとしたら、それは誠に残念なことです。企業は、使命や目的を共有する人々の集まりです。個々の企業が存在の原点に戻って、「何をなすべきか→自律的倫理観、積極的倫理観」を徹底的に見直し、活力ある経営組織風土を創る努力をしていきたいものです。



レッドカード

I 人事・労務に関して税務上よくある質問

■身元保証書に収入印紙を貼る必要があるか？

身元保証に関する契約書については非課税とされていますので、収入印紙の貼り付けは不要です。

■社員の解雇に伴って支払った「解雇予告手当」の税務上の処理は？

「労働基準法第 20 条（解雇の予告）の規定により使用者が予告をしないで解雇する場合に支払う予告手当は、退職手当等に該当する」（所基通 30-5）こととされています。そのため、通常の給与としての源泉徴収は行わず、退職所得としての源泉徴収を行なうことになります。

■役員や従業員が交通違反を犯し、交通反則金を課せられた場合、これを会社が負担したときの税務処理は？

会社が、役員や使用人に対して課された罰金若しくは科料、過料又は交通反則金を負担した場合には、次のように取り扱われる（法基通 9-5-5）。

- ①罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為（商品の配達途中や得意先訪問途中）等に対して課されたものであるときは、損金の額に算入しない。
- ②罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為に対して課されたものでないときは、その役員や使用人に対する給与となる。

■外国人社員が休暇帰国する際に支給する旅費は課税対象か？

「国内において長期間引き続き勤務する外国人に対して、就業規則等に定めるところによって相当の勤務期間を経過するごとに休暇のための帰国を認め、その帰国のための往復に要する運

賃でその旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の旅行の経路および方法によるものに相当する部分については、課税しなくて差し支えない」(昭50直法6-1) こととされています。

「相当の勤務期間」とは、概ね1年以上の期間とされ、帰国旅費については、本人だけではなく同一生計の配偶者その他の親族を含むものとされます。また、往復に要する運賃には、航空機等の乗継地においてやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料も含むものとされています。

CUBICのご案内

人材組織診断システム **CUBIC**は、これまで多くの顧問先の人事系測定ツールとして活用されてきました。分析結果は専門コンサルタント・レベルでありながら、心理要素イメージや面接の注意点など分析・評価のし易さに工夫を凝らした実用性の高いツールです。意図を推察されにくい設問形式(1設問多因子)を採用し、被験者の気質・資質を正確に測定します。

CUBICは採用選考用のツールとしてだけでなく、モチベーション測定や多面評価、組織診断など、既存の社員を対象にした豊富なメニューにより、様々な角度から組織の活性化を支援する多機能なツールです。

●システムの概要

